

開発事業に伴う 埋蔵文化財に関するよくある質問

Q： 埋蔵文化財包蔵地（以下、「包蔵地」）の遺跡分布地図はどこで見ることができますか？

A： 包蔵地については、「文化財保護課窓口（第2庁舎5F）」で見ることができます。
なお、メールまたはFAX（事業場所の分かる地図を送付してください）で
の照会も可能ですので、文化財保護課まで御連絡ください。

ただし、回答については、全てお電話のみで行わせていただきますので
御了承ください。

電話：046-225-2509 FAX：046-223-0086

M a i l：8650@city.atsugi.kanagawa.jp

なお、包蔵地については発掘調査の結果等をもとに常に変更増補（包蔵地の見
直し）が行われています。照会にあたっては、文化財保護課まで御連絡いただき、
最新のものを確認するようにしてください。

Q： 包蔵地に入っていました。これから先どのような手続きになりますか？

A： 包蔵地に該当していた場合は、文化財保護法93条第1項の届出（以下、「届
出」）及び埋蔵文化財確認調査申込書（以下、「試掘の申込書」）を提出して
ください。部数は、届出が2部、試掘の申込書が1部です。

なお、届出については工事着工の60日前までの提出をお願いします。

Q： 届出と試掘の申込書にはどのような図面を添付すれば良いですか？

A： 届出及び試掘の申込書の添付図面は、いずれも次のとおりです。なお、図面は
それぞれに添付していただきますので、合計3部必要です。

- ・案内図
- ・公図（写しでも可）
- ・土地利用計画図（配置図など）
- ・造成の平面及び断面図（造成がある場合のみ）
- ・建築物の基礎の平面及び断面図
- ・その他掘削を伴うものの平面及び断面図（合併浄化槽や擁壁など）

※最近の工事例では、杭基礎及び地盤改良（以下、「杭等」）などが非常に多くな
ってきています。杭等の予定がある場合は、杭伏図及び断面図が必要になり
ます。

なお、杭等の予定がわからない場合は、試掘の必要性の判断ができない場合
がありますので、ご注意ください。

Q： 一度区画分譲等の宅地造成が行われている土地でも届出は必要ですか？

A： 宅地造成の事業主と建築物の事業主は異なりますので届出が必要です。また、建替え等の場合も届出が必要です。

Q： 試掘が必要かどうかは届出の提出からどれくらいで分かりますか？

A： 試掘の有無については、遅くとも届出の提出から1～2週間程度で判断をいたします。

Q： 試掘が必要かどうかの連絡はどのようにして行われますか？

A： 試掘の申込書の「9：連絡先」のところに記載されている電話番号に担当から電話いたします。また、連絡先の方には、図面の内容確認や試掘の際の地権者との日程調整などを行っていただきます。

Q： 試掘を行わないときは、今後どのような処理になりますか？

A： 試掘を行わない場合は、「工事立会」という処理になります。工事立会は、提出されている届出をもとに、根切り床や断面の確認などを行い、工事による影響が無かったことを確認するものです。

Q： 「工事立会」の連絡はいつすればよいですか？

A： 工事着手の前日までに電話で御連絡ください。

Q： 試掘の費用は誰が負担するのですか？

A： どのような事業内容であっても原則公費によって行いますので、事業者の負担はありません。

Q： 試掘はどのくらいの期間を要しますか？

A： 概ね1日から2日程度です。

ただし、事業規模が大きくなれば、試掘面積も広くなるため期間は長くなります。

Q： 今回事業を検討する周辺での遺跡の発見例や調査履歴はありますか。

A： 担当者までお問い合わせください。

Q： 将来の土地利用や事業計画を考えるために、試掘をすることはできますか？

A： 原則として試掘は、事業計画を見て必要性を検討いたします。よって、事業計画が無いところで試掘を行うことはできません。

Q： 試掘をして遺跡があった場合はどうなりますか？

A： 試掘の結果、遺跡が確認された場合は、建物等で遺跡に影響がある部分のみ本発掘調査が必要になります。ただし、設計変更等が検討でき、文化財への影響が回避できる場合は、工事の着工は可能です。

Q： 本発掘調査の費用は誰が負担するのですか？

A： 本発掘調査の費用については、原則として個人の自己専用住宅の場合は公費で負担、それ以外は原因者（事業者）負担になります。

Q： 本発掘調査費用を教えてください？

A： 自己専用住宅の場合費用の負担はありません。それ以外の事業の場合は、原因者（事業者）負担になり、民間の発掘調査会社において発掘が行われるため、市において調査費の計算は行いません。

※同様に、1平方メートルあたりの調査費なども決まっておりません。

～ 語句について ～

試掘とは…？

- ・事業計画地内に埋蔵文化財の有無を調べる調査です。

本発掘調査とは…？

- ・事業計画地内に埋蔵文化財が存在することが判明し、かつ工事等で遺跡に影響がある（遺跡が破壊される）場合に行われる調査です。遺跡の内容を後世に残していくために発掘調査を実施し、詳細な記録を取るものです。

埋蔵文化財の保護に御理解と御協力を！

埋蔵文化財は、いったん土地の形状を変えてしまうと復元が不可能な性格を有しています。開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、工事着手の前に、最低限記録だけでも保存しておこうというものです。市教育委員会では、調査期間の短縮、費用負担の軽減についてできるだけ努力をしていますので、埋蔵文化財の保護のため、事業者のみなさまの御理解と御協力をお願いいたします。

問い合わせ 厚木市産業文化スポーツ部 文化魅力創造課 文化財保護係
担当 前田・木野村
TEL (046) 225-2509 (直通)
FAX (046) 223-0086
Mail 8650@city.atsugi.kanagawa.jp